

論文

リスク社会における不安の考察

— 「不安のパラドックス」の構造 —

本 柳 亨*

はじめに

リスク社会に生活するわれわれは、何らかの形で常にリスクと関わっている。遺伝子組み換え食品やBSE(牛海綿状脳症)問題などの「食」にまつわるリスク、アスベストや耐震強度などの「住」にまつわるリスク、原発事故に代表されるテクノロジーに伴うリスクなど、われわれの衣食住は大小様々なリスクで溢れている。日常生活に潜むリスクの高まりと共に、リスクに対する不安も高まりつつある。

総理府の調査によると、現代人の不安の内容は、「自分の健康について」と答えた人が44.8%で最も多い。「家族の健康について」と答えた人も35.9%に上っており、人々の健康に対する不安の大きさが窺える[総理府 1997「国民生活に対する世論調査」]。1996年に厚生省は「成人病」という名称を「生活習慣病」に変更しているが、この変更は「生活習慣を改善することにより、疾病の発生や進行が予防できるという、疾病の捉え方を示したものであり、各人が疾病予防に主体的に取り組むことを目指すためのものである」[厚生統計協会編 1999: 97-98]。つまり、「帰結としての発症を認めるよりも先

に、その発症を回避することを目標にするこの政策の転換は、私たちの健康観に大きな変革をうながそうとしている」[柄本 2002: 23]。健康観の変革は、健康不安の高まりと相互関係にあるのではないだろうか。

治安リスクに対する関心も、アメリカを襲った2001年の9・11同時多発テロや2005年のロンドンの同時爆発事件を引き金として急速に強まっている⁽¹⁾。日本の治安政策でも参考にされている「割れ窓理論」は、「一枚の割れ窓を放置すると、街全体が荒廃し、犯罪が増加する」という考えであり、アメリカ・ニューヨーク州のジュリアーニ元市長が採用した犯罪防止理論である。ジュリアーニ元市長は、警察官5000人を採用し、徒歩パトロールと軽微な犯罪の取り締まりを徹底することで、ニューヨークから割れ窓の一掃を図った。日本でも、割れ窓理論に基づいた治安管理の強化が進められている。札幌中央警察署では、2001年からすすきの地区での路上駐車や軽犯罪の取り締まりを強化している。東京都においても、2004年から新宿歌舞伎町・池袋・六本木・渋谷の四地区で、盛り場における迷惑行為や犯罪行為の防止、暴力団や国際犯罪組織等による資金源犯罪の取締りを徹底

*早稲田大学大学院社会科学研究所 博士後期課程3年

しており、繁華街の環境浄化作戦が実施されている。さらに、最小の費用で犯罪の防止や検挙に有効であるという認識から、防犯カメラの設置も全国で奨励されている⁽²⁾。

また、治安管理の強化と共に、セキュリティ・ビジネスが盛んになっている。住宅を供給するデベロッパーにとって、保安は住宅販売上の最重要項目となっている。オートロック式玄関や防犯カメラを設置したマンションは急増しており、敷地内を二十四時間警備員が巡回するほか、エレベーターの乗り降りにICカード認証システムを導入するマンションも登場している。デベロッパーは、居住者個々の住宅の保安設備を充実させるのはもちろんのこと、集合住宅では居住区全体での保安機能を高めることにも力を注いでいる。ゲートやフェンスによって玄関口が管制された住宅街区である「ゲーテッド・コミュニティ」の数は、全米で5万を超え、95年には400万人だった居住人口が2千万人以上に達している。カリフォルニア州では、新規の計画型住宅の40%以上がゲート付きである[朝日新聞 2006年3月6日朝刊]。今日、ゲーテッド・コミュニティは、アメリカの全ての大都市圏で見出すことが可能なほどに発展しており、日本でも、「セキュリティタウン」という名称で、大阪府岬町に「リフレ岬・望海坂」や兵庫県芦屋市に「ベルポート芦屋」が誕生している⁽³⁾。

防犯カメラの増大や住宅のゲーテッド・コミュニティ化に代表されるように、不安を解消するための技術は進化を遂げ、不安解消の技術は街中に溢れている。しかし、リスクを回避するその努力が新たなリスクを招き、安全を高めるその努力がさらなる不安を招くという「不安

のパラドックス」が生じている。

本論文の目的は、リスク社会における不安を考察し、「不安のパラドックス」の構造を明らかにすることである。ケルケゴール以来、排除不可能な「不安」は排除可能な「恐怖」と区別され論じられてきた。不安を考察するためには、ハイデガーが述べているように、不安と恐怖を区別し、不安と恐怖の混同を避ける必要がある⁽⁴⁾。この不安と恐怖の混同こそが、「不安のパラドックス」を発生させているのではないだろうか。本論文では、不安と恐怖の混同を避けながら、リスク社会におけるリスク、そしてリスク社会における不安について考察を行う。

1. リスク社会

1-1. ベックのリスク論

まずは、ベックのリスク論に依拠しながら、リスクについて考察を行う。ベックは、近代化を「単純な近代化」と「再帰的近代化」の二段階に区分しており[Beck 1994=1997: 16]、リスク社会を「再帰的近代化」に対応した社会として位置づけている。

近代化の第一段階である「単純な近代化」に対応した社会は、産業社会である。産業社会において、富の生産は人間の解放を意味しており、富の生産に伴う脅威は、「残余リスク」として正当化されたままであった。しかし、近代化の第二段階である「再帰的近代化」へ突入すると、経済やテクノロジーの発展が生み出すリスクを「どのように管理、暴露、包容、回避、隠蔽するか」[Beck 1986: 26=1998: 25]が公の問題となり、リスクは「人間の行動や不作為を反映したものとして扱われるようになる」[Beck 1986: 300=1998: 376]。

「もはや、自然の利用や伝統的束縛からの人間の解放が問題なのではない。それだけが問題なのでもない。技術と経済の発展そのものの帰結も、重要な問題となるのである。近代化の過程はその課題と問題に対して、『自己内省的』となる」 [Beck 1986: 26=1998: 24]。

リスクは「人間にとって未知のもの、人間とは異なったものからくるのではない」。リスクは「人間が歴史的に獲得した能力から発生するのである」 [Beck 1986: 300=1998: 376]。かくして、富の生産よりもリスクの再分配に優先順位を置くリスク社会が誕生する。

リスク社会におけるリスクは、第一に、知覚不可能性という特徴を持つ。遺伝子組み換え食品や放射能汚染などのリスクは、個人の感覚や肉眼では知覚不可能であり、リスクを認識するためには、専門家の判断や「科学的な知覚器官」 [Beck 1986: 35=1998: 36] が必要となる。

リスク社会におけるリスクは、第二に、グローバル化という特徴を持つ。「生きていく上で必要な空気、食物、衣服、住まいの調度品」など、ありとあらゆるものの中に潜むことができるリスクは、風に乗り、水に流され、「無賃乗車」で拡大していく [Beck 1986: 53=1998: 58-59]。リスクを地域的に、あるいは特定の集団のみに限定することはできない。グローバル化するリスクは、「限られた地域の現象であると同時に、一か所に限定できない普遍的な規模の現象」でもある [Beck 1986: 36=1998: 37]。「スモッグは民主的である」 [Beck 1986: 48=1998: 51] という言葉が象徴するように、グローバル化したリスクに国境は存在しないのである⁽⁵⁾。

リスクの影響範囲が拡大していく過程で、リ

スクは「ブーメラン効果」を発生させている。ブーメラン効果とは、「作者と犠牲者が一体化してしまう」 [Beck 1986: 50=1998: 53] 現象であり、リスクを前にしては、富める者も力を持つ者も安全ではない⁽⁶⁾。①知覚不可能で、②グローバル化するリスクは、環境破壊や大気汚染に代表されるように、その原因を特定の物質や汚染源に帰責することができない。複雑化するリスクの因果関係を明らかにすることはもはや難しく、「推定された因果関係は、多かれ少なかれ不確かであり暫定的な性格」しか持ち得ない [Beck 1986: 37=1998: 37]。

ボンズ [Bonß 1991: 260] が批判しているように、ベックのリスクに関する考察は、高度に発達した科学技術が抱えるリスクに重点を置き過ぎている。以下では、ベックの議論を補足するためにも、「リスク」と「危険」の概念を導入し、両者の違いを明確にしながら、ルーマンのリスク論を考察する。

1-2. ルーマンのリスク論

ルーマンは、現代社会を「リスク／安全」ではなく、「リスク／危険」という区分を用いて観察するべきであると提案している。リスクの対立項としての安全は、反対概念としては機能するが、それ自体としては意味を持ちえない [Lu-hmann 1991=1993: 20]。リスク社会における問題は、絶対的な安全も、リスクの伴わない意思決定も存在しないということである。ある次元で回避された損失は、別の次元で様々な損失に変質することがありうる。なぜなら、予見されなかった結果が存在しうるし、機会を逃すことがありうるし、また別の起こりうる損失を取り除く可能性を放棄することもあるからであ

る。リスクは至る所に存在する。それは避けることができない条件である。「安全の不在」は「リスク／危険」の区分の前提となっているのである。

リスク社会に確実性は存在しないため、われわれは、確実性を獲得することも、確実性に到達することもできない。己の決定そのものがリスクを生み出し、リスクに対処するあらゆる企てが、新たなリスクの原因となるのである⁽⁷⁾。それでは、リスクと危険の違いとは何なのであろうか。ルーマンによれば、未来の損害が自己の選択の結果として、自らの責任に帰せられるものを「リスク」と呼んでいる。それに対して、未来の損害が自己の責任とは無関係に、自己の外部に帰せられるものを「危険」と呼んでいる[Luhmann 1991=1993: 21-22]。ルーマンの定義から、リスクとは「不確実性の下で強いられた己の選択によって生じた損害」と捉えることができる。

ルーマンのリスク論からベックのリスク論を再考すると、産業社会からリスク社会への変遷は、「危険」から「リスク」への脅威の変化と捉え直すことができる。リスク社会に突入すると、不確実性に基づいた己の選択に帰責される「リスク」の領域は拡大し、己の外部に帰責される「危険」の領域は縮小していく。未来の損害の帰責される対象が、「神」や「自然」や「宿命」といった自己の外部から、自己の内部に取って代わられるのである。リスク社会で扱われる問題は、因果関係があまりにも複雑で境界線が引きにくく、事態の行方を予測することもできない。選択には常に「不確実性」が伴うようになる。リスク社会とは、選択の帰責が絶えず自己自身に問われ続ける「自己内省的な社

会」なのである⁽⁸⁾。

1-3. リスク管理の個人化

リスク社会の進展は、同時にリスク管理の個人化を推し進める。ベックはリスク社会論と平行して個人化論を論じており、個人化を三つの次元に区分して考察している[Beck 1986: 205-219=1998: 252-271]。まず、伝統的な拘束からの解放を意味する「解放の次元」、次に、行為の規範となるよりどころが失われたことを意味する「呪術からの解放の次元」、最後に、バラバラになったはずの個人が、労働市場や教育制度のようなマクロな制度によって統合されていくことを意味する「統制ないし再統合の次元」である。

「個人化は、この意味で、人間の人生があらかじめ決められた状態から解き放たれたことを意味している。つまりまだ確定されていないもの、個々人の決定に左右されるものとなったということ、人生の成り行きが個々人の課題として個人の行為にゆだねられているのだということである。人生を形づくっていく上で、原則的に個々人の決定の余地がないような場面は減少し、個々人の決定に左右される人生の部分、自分で作っていく人生の部分は増えている」[Beck 1986: 216=1998: 266-267]。

個人化の過程で、制度は「個々人の制度の外側にあるものと考えられていたが、ここでは個々人の人生の内部にあるものと見なされる」[Beck 1986: 210=1998: 259]。個人の選択の帰結は、個人が背負い込まなければならなくなり、帰責不能なリスクは、個人の管理に委ねられるようになる。個人化の両義性は、選択性の増大

を確保した上で、自己責任という負担を個人に背負わせることにある。ベックの個人化は、単に制度化からの解放による個人の選択性の増大を示すものではない。制度に依存した上での個人の選択性の増大を示すものなのである。

福祉国家という大きな物語が解体しつつある現在の日本において、リスク管理の個人化は急速に進行しつつある。クリントン政権下のヘルシーピープル2000の成功にならって、2001年から日本で実施されている「21世紀における国民健康づくり運動（以下「健康日本21」）」では、生活習慣を改善し、危険因子を予防しようとする考え方が前面に押し出されている。健康日本21の特徴は、栄養・食生活、身体活動・運動、休養・こころの健康づくり、たばこ、アルコール、歯の健康、糖尿病、循環器病、がんの九つの分野にわたって、2010年までに達成すべき具体的数値が設定されていることであり、従来の二次、三次予防から、一次予防へ移行することが目標とされている⁽⁹⁾。

健康に関する問題は、リスク管理の個人化が進行するのに伴い、治療から予防の領域へと拡大している。ライフスタイル全般が医療の対象となっており、自己管理による生活習慣の変容が求められているのである。国民運動として健康づくりが展開される中で、自己の健康づくりに励むことは国民としての責任となっている。「個人による選択を基本とした、生活習慣の改善等の国民の主体的な健康づくりを支援する」健康日本21では、主体的な健康づくりが強調されている。

リスク管理の個人化が進む社会では、「健康管理が可能な主体」のみならず、「治安管理が可能な主体」も要請されている。「小さな政府」

や「民営化」を志向する政治的潮流の中で、アメリカのゲートッド・コミュニティの多くは、周辺地域から分離・独立しており、半自治体化している。ゲートッド・コミュニティの特徴の一つは、HOA（住宅所有者組合）の自治による統治である。「HOAは居住者から分担金を徴収し、警備、ゴミ収集、街路の保全及び照明などの公的サービスを遂行する一方で、一連の約款、約定、規定から構成されるルールを執行して居住者を統治するのである」[竹井 2005: 19-20]。デベロッパーには多くの目的があってHOAを利用している⁽¹⁰⁾。その最大の目的は、「煩わしい集合住宅の管理について自らの責務としないこと」である。他方、地方政府は、デベロッパーが新たな道路、下水道、その他のインフラストラクチャーにまず支出したうえで、住宅購買者にコストを転嫁するので、多くの場合HOAを有する住宅地開発に対して好意的である[Blakely & Snyder 1997: 20=2004: 23]。

ゲートッド・コミュニティは、レジャー施設を含めた居住区として開発された「ライフスタイル型」と、ゲートをステイタスの象徴と捉える「威信型」と、保安装置を備えた「保安圏型」の三つに分類できるが、全てのタイプに共通することは、「居住区の保安確保に対する居住者の強い欲求に起因すること」[竹井 2005: 85]である。しかし、保安圏型がライフスタイル型や威信型と異なる点は、「要塞を構築するのがデベロッパーではなく住民である」ということである。その保安圏型の中で急速に成長しているタイプが、バリケード型居住区である。バリケード型居住区では、全ての街路のうち一つか二つの侵入口のみを残して、あとは簡易なバリケードで袋小路を形成している。街路を私有化

するか、自らの管制下に置くかすることによって、第三者を締め出すことが可能になるのである。保安圏型における統治では、保安機能を担う権限が地方政府から住民自身へと移管されている。「保安圏型はかつて『公』の責務であった保安機能を住民自らが担うべく転換した帰結である。すなわち、住民が保安に関して『公』に頼ることなく自ら責任をもち、また自ら出費することによる効率性を重んじたことの産物」なのである[竹井 2005: 170]。

以上のことから、社会政策の目標は、「規律訓練の主体の創出」から「リスク管理が可能な主体」へと移行していることがわかる。福祉国家の保護から抜け出した個人は、リスクの計算と管理を国家に頼ることなく、自己責任で引き受けざるをえないのである。リスク管理を行う個人には、ライフスタイル選択の権利が与えられるのと同時に、その責任を引き受けることが要請されている[渋谷 2003: 48-49]。

次章では、不安という概念について考察を行う。キェルケゴールとハイデガーの不安論に依拠しながら、両者が考察した不安の共通点を浮き彫りにし、不安の概念の輪郭を明らかにする。

2. 不安の哲学的考察

2-1. キェルケゴールにおける不安

キェルケゴールによれば、人間とは「無限性と有限性との、時間的なものと永遠的なものとの、自由と必然との総合、要するに、ひとつの総合」[Kierkegaard 1911=1979: 435-436]である。これら相反する二つのものを総合するのは「精神」であり、人間は総合を可能にする「精神」として規定されている。無限性と有限性とを総

合する「自由の可能性」は、「精神」として規定されている人間のみにも与えられている⁽¹¹⁾。

それでは、総合を可能にする「精神」とは何か。キェルケゴールの言葉を借りれば、「精神とは自己」である[Kierkegaard 1911=1979: 435]。自己とは完結した存在者ではなく、「ひとつの関係、その関係それ自身に関係する関係」である[Kierkegaard 1911=1979: 435]。「精神」として規定されている人間は、自己自身に関わる関係であると共に、その関係が神にも関わる存在である。つまり、「ひとつの関係」として存在する自己の根底には、神との関係がすでに組み込まれているのである。それゆえ、キェルケゴールにおける不安とは、この神との関係を絶とうとする時に経験する「神からの自由の予感」、すなわち「自由の目まい」なのである[Kierkegaard 1923=1979: 260]。「自由の目まい」を感じた時、人間は不安に陥る。人間のみが所有する「自由の可能性」こそが、不安を生じさせているのである。

2-2. ハイデガーにおける不安

キェルケゴールにおいて、自己は自己自身に関わる関係であると共に、その関係が神にも関わる存在であった。しかし、ハイデガーにおいて、自己は自己自身に関わる関係であると共に、自己以外のあらゆる存在者の存在と関わる存在である。キェルケゴールとは異なり、人間的自由を統御する絶対的第三者は存在しない。ハイデガーにとって、不安の対象は、「世界内存在そのもの」[Heidegger 1927: 186=1994[上]: 392]であり、自己の存在の根拠は無に曝されている。

「不安は、自分が何を案じて不安を抱くの

かを開示するとともに、現存在を可能存在として—しかも孤独化において孤独化されたものとしての現存在がひとえにおのれ自身によってのみ存在することのできる可能存在として—開示するのである」

[Heidegger 1927: 188=1994[上]: 396]。

キェルケゴールは、「神の前に立つ単独者」を本来の自己の姿として位置づけているが、ハイデガーは、「死を先駆的に自覚する単独者」を本来の自己の姿として位置づけている。代替不可能で、不可避的に迫る死を先駆的に自覚することは、日常世界へ頹落的に溶けこんでいるありさまから現存在を引き離し、自己を孤独化させる。不安は、孤独化された「単独者」としての自己を開示するのである。

「不安は現存在のうちに、ひとごとでない自己の存在可能へむかう存在を、すなわち、自己自身をえらびこれを掌握する自由へむかって開かれているという意味での自由存在を、あらわにする。不安は現存在を、現存在がはじめから存在してきた可能性としてのおのれの存在の本来性へむかって開かれているという、おのれの自由存在に直面させる」

[Heidegger 1927: 188=1994[上]: 396]。

不安の中において、「世界はまったくの無意義という性格を帯びる」[Heidegger 1927: 186=1994[上]: 393]ようになる。しかし、世界の無意義さは、「世界の不在を意味するものではなく、内世界的存在者がそれ自体としてまったく意味を失い、そのため、内世界的なものごとのこの無意義性を背景にして、ただひとつ世界がその世界性においてなおも身に迫ってくる」ことを意味している[Heidegger 1927:

187=1994[上]: 394]。「不安を覚えることが、根源的にかつ端的に世界を世界として開示する」のである[Heidegger 1927: 187=1994[上]: 395]。不安は頹落の状態から現存在を解放し、用具的連関を成立させている世界とは異なる世界のあり方を示してくれる。世界のあり方は、現存在が己の可能性への関わり方を変化させることによって変化するのである。ハイデガーにおける自由とは、不安という心境にある世界内存在へ、すなわち、全てが自分自身に委ねられている状態へ超越することを意味している。不安は、人間存在が自由であることを開示するのである。

2-3. 不安と恐怖

不安に関するキェルケゴールとハイデガーの共通した見解は、「恐怖はある特定の対象を持つが、不安は対象を持たない」ということである。「不安が恐怖やそれに似た諸概念とはまったく異なったものであることに注意をうながしたい」[Kierkegaard 1923=1979: 238]とキェルケゴールが述べているように、不安は恐怖及びそれに類似した概念から厳密に区別する必要がある。恐怖は特殊な脅威への反応であり、それゆえ明確な対象を持つ。恐怖の対象とは、「そのときどきに応じて、用具的なものとか、客体的なものとか、あるいは共同現存在とかのありかたで世界の内部で出会うもの」[Heidegger 1927: 140=1994[上]: 304]である。すなわち、恐怖とは、自己の外にその原因が存在する「外因的現象」なのである。他方不安は、自己の内にその原因が存在する「内因的現象」である。自己とある特定の外的世界との関係から生じる恐怖とは異なり、不安は自己の自己自身に対する

関わり方から生じる⁽¹²⁾。「おびやかすものがどこにもないということが、不安がそれに臨んでおびえているところのものの特徴」[Heidegger 1927: 186=1994[上]: 393]なのである。

また、キェルケゴールは神からの「自由の目まい」に、ハイデガーは全てが自分自身に委ねられているという己の可能性に不安の発生源を求めていることからわかるように、明確な対象を持たない不安は、何ものにも縛られない自由の状態から生まれてくると言えよう。

以上のことから、不安とは、第一に、対象を持たないことであり、第二に、自由の可能性に人間が埋没した状態である、と整理することができる。

3. リスク不安

3-1. 再帰的自己

ベックは、リスク社会を「再帰的近代化」に対応した社会として位置づけていた。同様にギデンズは、現代社会を「ポスト・モダニティ」ではなく、「ラディカル化したモダニティ」と規定しており、その特徴を三点挙げている。第一点は、時間と空間が分離されていることである。現代社会では、空間的にどれほど離れていようとも、時間的には瞬時に情報を伝達することができる。第二点は、抽象システムが発達していることである。貨幣や法体系といった抽象システムが発達したことで、人々の行為の範囲が狭い範囲から離脱していくのである⁽¹³⁾。第三点は、社会全体の規定に「再帰性」が組み込まれていることである。

「近代の社会生活の有する再帰性は、社会の実際の営みが、まさしくその営みに関して新たに得た情報によってつねに吟味、改

善され、その結果、その営み自体の特性を本質的に変えていくという事実に見いだすことができる」[Giddens 1990: 38=1993: 55]。

再帰性とは、自分の行為を絶えず吟味し、自分自身で改善を行うことであり、この再帰性の過程が社会の基礎に据えられた社会が、「ラディカル化したモダニティ」としての現代社会である。ここで注目したいのは、現代社会の第三の特徴である「再帰性」である。ギデンズは、この再帰性が「自己の核心部」にまで及んでいると指摘し、近代的な自己を「再帰的プロジェクト」と呼んでいる[Giddens 1991: 32=2005: 36]。

「自己の再帰性は広く浸透するものであると同時に、継続的でもある。あらゆる瞬間に、少なくとも一定の期間ごとに、個人は何が起こっているかを自己尋問することを要求される」[Giddens 1991: 76=2005: 83]。

現代社会以前の社会において、「自分が何者であるか」ということは、選択の余地がなく決められてしまうことが多かった。伝統や慣習によって、個人の選択が制限されているからである。これに対して、社会全体の基底に再帰性が組み込まれている現代社会では、全てのことが反省的に懐疑され、問い直される可能性を持っている。すなわち、「自分が何者であるか」を選択するための前提が相対化されてしまい、選択の前提そのものも選択しなければならないということである。「自分が何者であるか」ということは、伝統や慣習といった外的な基準に準拠することではなく、自己自身の内部にある基準によって決定される。どのような自己を選択したとしても、その自己を選択した確かな根拠

は存在せず、「自己が自己を選択した」という以上の根拠を持ち得ないのである⁽¹⁴⁾。

絶えず自己を選び直し、再構成を続ける「再帰的自己」は、「自分が何者であるか」の基準が自己の外部（慣習・伝統）から自己の内部に移動したため、「私」が「私」であることの不確かさが常に伴うという特徴を持つ。しかしその一方で、自己を選び直し、再構成できるという自由を手に入れている。すなわち、「自分が何者であるかが再帰的に問われ続ける」という自己の不確かさは、「自己を選択し、再構成する」という自由と表裏一体の関係にあるのである。

次節では、リスク社会で要請されている主体と再帰的自己との共通点を考察することで、リスク社会における不安の発生源を明らかにする。

3-2. リスク社会と不安

ベックが考察したように、リスク社会においては、リスク管理の個人化が進んでいる。個人化とは、「人生が『自己内省的に』なっていることを。そして、社会的にあらかじめ与えられた人生が、自分で作っていく、そして作っていかなくてはならない人生へと変換されていること」[Beck 1986: 216=1998: 267]である。われわれは、「文明上の決定の予見できない結果を、予見可能、制御可能なものにするよう」求められている[Beck 1997=2003: 27]。つまり、個人化とは、個人に帰責不可能な「危険」を帰責可能な「リスク」へと変換することを意味しているのである。

一方、ギデンズが「再帰的自己」と呼ぶ主体も、「社会生活の多くの領域において一自己の

領分も含めて一決定的な権威が不在」な条件下で[Giddens 1991: 194=2005: 220]、複数の選択肢の中からライフスタイル⁽¹⁵⁾の選択を強いられている。ライフスタイルの選択肢の増大と共に、個人には選択したライフスタイルの帰結とその責任が求められるのである。

リスク社会で要請されている主体とギデンズが論じた再帰的自己を比較考察すると、共通点が明らかになる。個人を拘束する力を持っていた共通の価値観や世界像が崩壊すると、人々は行為を方向づける基準を消失するという事態に直面する。世界は様々な可能性から個人の意思決定と選択によって作り出され、その限りにおいて世界は別様でもあり得るものとして現れる。世界は必然性を喪失し、不確実なものへと変化した。この不確実性を根底に抱えているのが、リスク社会で要請されている主体とギデンズが論じた再帰的自己である。両者の共通点は、「個人の可能性領域の増大」と「帰責の個人化」である。「リスク管理を要請されている主体」と「根拠のない選択を余儀なくされている再帰的自己」は、「不確実性」という現代社会の構造特性を通奏低音として共鳴している。

リスク社会の進展とリスク管理の個人化は、表裏一体の関係にある。個人の支配が及ばない領域に存在するありとあらゆる損害、すなわち「危険」を、個人に「リスク」として帰責させるのがリスク社会である。個人によるリスク管理が不可能であることを認識しながらも、個人は「リスク管理が可能な主体」を社会から要請されている。リスク社会による統治は、個人の「自律」、「選択」、「責任」を尊重することによって、さらにはそれを最大限に利用することによって、非依存的で活発な個人を育成してい

るのである。

リスク社会における不安は、「個人の可能性領域の増大」という人間の自由な意思決定と選択から生じている。「個人の可能性領域の増大」は、自由の可能性の条件でもあり、自由の閉塞の条件でもある。すなわち、個人に「フリーハンドの選択の自由」が与えられているわけではなく、諸個人に現状が「別様でもありえる」という可能性を自覚させ、現状と自己への反省を促すという意味で、「再帰的な選択の自由」の可能性が開かれているのである[中野 2001: 276]。己の「再帰的な選択の自由」によって生じた「自己言及的な損害」としてのリスクは、自己自身の内側から生じる「内因的現象」である。キェルケゴールとハイデガーが考察したように、不安とは個人に付与された自由の裏返しなのである。

3-3. 不安のパラドックス

現在われわれが取り組んでいるリスク処理は、不安の解消とは結びついていない。それどころか、リスクを処理するその努力が新たなリスクを招き、安全を高めるその努力がさらなる不安を招くという「不安のパラドックス」を生じさせている。以下では、「不安のパラドックス」の構造を明らかにする。

リスク社会で現れた価値観は、「リスクのない状態が健康である」、「リスクのない状態が安全である」という考え方である。この価値観に基づいて「リスクのない状態」を追求すると、まず「リスクの存在する状態」が出発点となる。「リスクの存在する状態」が主で、「リスクのない状態」が従となるのである。「リスクのない状態」を徹底的に追求していくと、一つの方法

に突き当たる。それは「リスクの消去法」である。リスクの消去法が過度に進むと、現在あるリスクにとどまらず、将来リスクになるかもしれない領域まで消去の対象に含まなければならない。「リスクの消去」以上に「リスクの発見」が焦点となるのである。かくして、リスクの消去作業は、リスクの探索運動へと転換していく。

リスクの消去作業がリスクの探索運動へと転換すると、リスクは次々と湧き出し、いつまでたっても「リスクのない状態」に到達することができない。「リスクのない状態」を目指してリスクを探し続け、消去し続ける先に、ようやく「リスクのない状態」が存在するのである。無限追求的なリスク探しの過程で、消去の対象となるリスクはより小さなものへ、より不可視なものへと向けられていく。この段階で「リスクのない状態」は、「状態についての概念」から「目標についての概念」へと変質する。「リスクのない状態」とは、「リスクのない状態」を目指す概念となるのである。この無限追求的なリスク探しこそが、不安のパラドックスの原動力となっている。

われわれは、リスクに対して、「不安」と「恐怖」の双方を同時に抱いている。リスクの消去作業の対象となるのは、もちろん「リスクに対する恐怖」である。キェルケゴールとハイデガーが論じていたように、恐怖とは、自己の外にその原因が存在する「外因的現象」である。「もっと健康に」あるいは「もっと安全に」を無限追求的な目標としてリスクを消去し続ける作業は、「リスクのない状態」の基準を際限なく上昇させ、「何がリスクで、何がリスクでないのか」の基準そのものを不明瞭にしてしま

う。かくして、解決されぬまま隠蔽され続ける「リスクに対する恐怖」は、「リスクに対する不安」へと変換されていく。リスクの消去作業において、「リスクは解決されるのではなく、無害化されるだけである」[土方 2002: 181]。すなわち、「リスクのない状態」を求めれば求めるほど不可視化するリスクは、不安として発生するのである。われわれは、個人が抱える「排除不可能な不安」を「排除可能な恐怖」と混同しており、リスクの消去作業が不安を排除する行為であると誤認している。「リスクに対する恐怖」を無限追求的に消去する行為が、「リスクに対する不安」を生み出しているのである。

以上のことから、第一に、「リスクに対する恐怖」を徹底的に解消していく行為が「リスクに対する不安」の増加を招いているという理由から、第二に、「リスクに対する恐怖」への対策が講じられていても、「リスクに対する不安」への対策が講じられていないという理由から、「不安のパラドックス」が生じていることがわかる。リスクを恐怖の対象としてのみ認識し、排除し続ける行為が、増大し続ける社会不安の原因となっている。リスク処理の行為がさらなるリスクを産み、「リスク不安」の増大がさらなるリスクの消去作業を煽る。不安の発生源は、「リスクに対する恐怖」の消去作業そのものに潜んでいるのである。

もちろん、リスク社会におけるリスクでも、対象が明確で、排除可能なリスクも存在する。「リスクに対する恐怖」の排除が「リスクに対する不安」を和らげることも多々ある。しかし、「リスクに対する恐怖」を無限追求的に消去する行為は、個人の支配が及ばない領域に存在するありとあらゆるリスクを発見する行

為であり、まさしく、己の可能性の深淵を自らが覗きこむ行為である。そこに「目まい」[Kierkegaard 1923=1979: 260]が生じるのは必然と言えよう。

結びにかえて

「不安のパラドックス」が深刻化する状況の中で、「リスクを消去し続ける行為は、全て徒勞である」と悲観してははいられない。最後に、蓄積し続ける不安を利用することによって、不安そのものを克服する方法を模索する。

不確実性を帯びたリスクを誰もが抱える「リスク社会」では、自己の奥底に潜む「無根拠さ」がこれまでになく露呈した社会である。だからこそ、不安に基づいたコミュニケーションはこれまでにない求心力を持つようになる。リスク社会では、「富の分配」をめぐる「不平等」という価値体系に代わって、「不安」という価値体系が現れ始めている[Beck 1986=1998]。ベックによると、リスクに対する不安は、「共同体の新しくて壊れ易い紐帯」[Beck 1996=2003: 15]として機能している。その一例としてベックは、不安を紐帯とする諸国家が自己決定権の一部を放棄し、「脱国家化」していく「上からのグローバル化」や、NGO運動に代表される「下からのグローバル化」の動きを紹介している。

不安を紐帯とした他者との連帯は、異質な人々との水平的な交流を活性化させている。不安は生活空間や価値観の相違、体験の有無を越えて、他者と共感することが可能なのである。さらに、不安を紐帯とした他者との連帯は、リスクの定義と共に「連帯する他者の領域」も変化させるため、自己と他者の境界線の動的な変化を引き起こす。リスクの定義を行い、不安に

新たな要素が加わることで、他者との連帯のあり方も変化するのである。

不安を紐帯とした他者との連帯は、不安の克服を促す力があるのであろうか。ギデنزは、不安を克服する方法として、「存在論的準拠点を創造すること」や「他者を発見すること」を挙げている[Giddens 1991: 47-55=2005: 51-60]。「存在論的準拠点」とは、「行為や存在論的枠組みの分節化に主な役割を果たしていた」社会規範である[Giddens 1991: 48=2005: 52]。近代社会が成立するにあたり喪失した「存在論的準拠点」を発見し、創造することが安心を確保するための条件なのである。次に、「他者を発見すること」とは、信頼に基づいた人間関係を構築することを指している。「他者への信頼が、安定した外的世界の経験と一貫した自己アイデンティの感覚の起源にある」[Giddens 1991: 51=2005: 56]。ギデنزの「存在論的準拠点」とは、言い換えれば、安定した「一般化された他者」を指している。「一般化された他者」とは、複数の他者の期待を一般化・抽象化したものであり、いわば自我の所属する共同体や社会の規範を代表する「他者の視線」である[Mead 1934=1995]。人間は多様な他者の期待を取り入れこと、すなわち「他者を発見すること」によって、「一般化された他者」の領域を拡大し、自我の社会性を拡大させることができる。不安に基づいたコミュニケーションが価値観の相違を越えた他者との連帯を生み出し、そのことが「一般化された他者」の安定化、拡大化に繋がるならば、不安を紐帯とした他者との連帯は、不安の克服を促す作用があると言えよう⁽¹⁶⁾。

しかし、「不安を紐帯とした連帯」は、ベックが考察した光の部分よりも、影の部分の方が

色濃い状態にある。影の部分の一例としては、すでに紹介した「ゲートド・コミュニティ」の存在が挙げられる。ゲートド・コミュニティは、経済的地位を固定すると同時に、通行車両や見知らぬ人を締め出す存在であり、異なった人種、文化、階層の人間同士の相互交流にも障壁を作っている。「絶対的他人」を排除する強度は深化しており、ゲートを境にコミュニティの「外」の部分が消滅している。不安を紐帯として結びついた人間同士の連帯は確かに固まるようだが、コミュニティの外部の人間に対しては、より排他的な性格を強めている。

また、「街の安全」というスローガンの下で形成される「防犯ボランティア団体」も、不安を紐帯とした新しいコミュニティの一例であろう。警察庁の統計によれば、自主防犯活動を行う地域住民・ボランティア団体（以下「防犯ボランティア団体」）の数とその構成員数は、近年急増している[警察庁 2005「自主防犯ボランティア団体の結成状況」]⁽¹⁷⁾。防犯ボランティア団体のサークル活動は、「生きがい」という快楽を参加住民たちに与えており、ここで得られた無邪気な快楽が、社会にさらなる治安管理を招き入れている。「永遠に『こちら側』に留まると信じて疑わない善意の人たちが、喜びをもって社会に分断線を引きつづけている」[芹沢 2006: 217]。子どもから大人まで世代を越えた住民同士が、不安を前に肩を寄せ合う快楽が社会を席卷しているのである⁽¹⁸⁾。防犯という名の下で、不安は「エンターテイメント」として消費されている。不安を紐帯とした他者との連帯は、異質な人々との水平的な交流を活性化させる一方で、ゲートド・コミュニティや防犯ボランティア団体に代表されるように、排他

的なコミュニティをより一層排他的にする側面を持つのである。

価値観が異なる者を排除しながら、価値観を同じくする者が結集していく「内部同一化・外部無関連化した社会」で、「価値観の相違」を確認するコミュニケーションは限界に達しており、不安に基づいたコミュニケーションが新たな役割を求められている。不安というコミュニケーション・コードは、従来のコミュニケーション・コードを凌駕し、価値観を横断するコミュニケーション・コードとして機能することがある。その意味で、不安を紐帯とした連帯は、安定した「一般化された他者」の形成の機会をわれわれに提供する可能性を秘めている。しかし、「一般化された他者」の形成・拡大は、不安を克服する万能薬ではない。「不安のパラドックス」に陥ったわれわれは、不安を克服することが可能なのか、また不安を克服する一つの手段として「不安を紐帯とした連帯」は有効なのか。この二つの問題は今後の大きな課題であり、問題を解決するためには、不安についてのさらなる考察が必要である。

[投稿受理日2006.9.30/掲載決定日2006.11.30]

注

- (1) 内閣府の調査によれば、この10年間で日本の治安が「悪くなったと思う」と答えた者は86.6%であり、この10年間で犯罪に遭うかもしれない不安が「多くなったと思う」と答えた者は80.2%となっている[内閣府 2003「治安に関する世論調査」]。また、子どもが犯罪に巻き込まれる危険が「増していると思う」と答えた者は93%にも上っている[朝日新聞 2006年2月22日朝刊]。
- (2) 生活安全条例の中には、「防犯カメラ、警報装置等の設備内容又は防犯体制の整備」[安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例七条二項]、「防犯カメラ等安全な環境の確保に効果的な設備」[豊島区生活安全条例七条]のように、防犯カメラの設置を明確に規定したものや、「警報装置の設置その他の防犯対策」[松戸市安全で快適なまちづくり条例七条]、「犯罪の防止に配慮した設備、構造等」[東京都安全・安心まちづくり条例十四条、十五条、十七条～十九条]など、間接的に防犯カメラの設置を勧めるものが増えている。[「生活安全条例」研究会編 2005: 38]。
- (3) 日本では、公共施設の利用やアクセスを勘案した開発許可上の行政指導や、建築基準法における建物や居住者の安全性確保を目的として、住宅は公道に接していなければならないという接道義務が課されている。居住区内の街路は、公道として公共物に帰することが前提となるため、第三者の通過交通を制限することや、そのためのゲートを設置することは、日本において不可能となっている[竹井 2005: 91]。
- (4) ハイデガーは、「怖れであるものが不安と呼ばれ、不安の性格をもつものが怖れとなづけられているという事実」[Heidegger 1927: 185=1994[上]: 391]があると述べており、不安と恐怖の類似性を認めている。
- (5) グローバル化とは、「経済、情報、エコロジー、技術、文化横断的なコンフリクト、ひいては市民社会といったさまざまな次元で、日常の行為が国境に制限されなくなるのを経験できるということ」であり、「距離の消滅」を意味している。グローバル化は、「相互の境界が明確な閉ざされた国民国家とそれに対応した国民社会という空間のなかで[人々が]生活し、行為するという考え」を覆すものであり、近代化の第一段階である「単純な近代化」の前提を揺り動かす概念である[Beck 1997: =2005: 46]。
- (6) リスクは「それが及ぶ範囲内で平等に作用し、その影響を受ける人々を平等化する」と述べていることから[Beck 1986: 48=1998: 51]、ベックはリスクが社会的な格差や区別を相対化すると考えている。しかし、その一方で、「富は上方に、リスクは下方に」集中する傾向が依然存在し、階級社会とリスク社会の間には重なり合う点が多いこともベックは認めている。
- (7) 目標とするリスクを減らすためにある選択を迫られるが、リスクを消去するまさにその選択によって、潜在的リスクを引き起こす現象を「リス

- ク・トレードオフ」と呼ぶ。巨大技術システムの複雑性が増し、特殊な機能を果たすシステムの構成要素が同時並行的に作動することによって、未来に対する不確実性とシステムの作動過程の計算不可能性が増大している。そのため、あるリスクを消去する選択が予想外の潜在的リスクを引き起こしてしまう例が多々見られる。
- (8) 個人の被害や損害に対する許容度は、その帰結が自分の意思によるものか否かによって大きく異なる。損害の受容者は、「自己以外の決定がもたらした帰結」(危険)よりも「自らの決定がもたらした帰結」(リスク)に対して、許容度が高くなる傾向がある。個人に帰責不可能な「危険」を帰責可能な「リスク」へと変換してしまうリスク社会では、損害に対する個人の許容度が従来の社会よりも高くなっていると言えよう。
- (9) 一次予防とは「健康を増進し、発病を予防すること」を指す。二次予防とは「病態を早期発見し、早期治療を行うこと」であり、三次予防とは「発病後、その進行を抑制し、再発や重症化を防ぎ、リハビリテーションなどで機能を一部回復させること」を指している[香川 2000: 26-27]。医療コストを削減するためには、二次、三次予防から、一次予防への移行が急務とされている。
- (10) デベロッパーがHOAを利用する目的の一つとして、「不動産価値の保全」が挙げられる。HOAの執行により制限約款の定めを永続させることで、居住区の統一性を維持し、不動産価値の保全の手助けをしている[竹井 2005: 33-34]。
- (11) 動物に不安が見られないのは、「動物がその自然性において、精神としては規定されていないから」である。キェルケゴールは、「精神が少なれば少ないほど不安もまた少ない」と考えている[Kierkegaard 1923=1979: 238]。
- (12) 自己の自己自身に対する関わり方から不安が生じるという見解には、サルトルも言及している。「めまい(眩暈)が不安であるのは、私が断崖に落ちはしないかと恐れるかぎりにおいてではなく、私がみずから断崖に身を投げはしないか恐れるかぎりにおいてである」[Sartre 1943=1999: 91-92]。
- (13) ギデنزの「脱埋め込み」という概念は、「社会関係を相互行為のローカルな文脈から『引き離し』、時空間の無限の拡がりのなかに再構築すること」を意味している[Giddens 1990: =1993: 35-36]。
- (14) 自己の選択に対して相対的、懐疑的になる現象を、リースマンは「内部指向」から「他人指向」への変容として捉えている。内部指向の人々が準拠していた「内部」とは、己の中の価値や信念であり、歴史的に形成された価値観や習慣を内包するものである。ところが、「大きな物語」が消失し、共通の準拠枠がなくなると、内的基準ではなく、身近な人間にその基準を求める「他者指向」の人間が登場する。内部指向から他人指向への移行は、自己を位置づける他者が、「抽象化された他者」から「具体的な他者」へ移行したことを意味している[Riesman 1961=1964]。
- (15) ライフスタイルとは、「服装、食事、行為の様式、他者と出会うのに好ましい環境などに関する習慣に組み込まれているルーティーン」を意味している[Giddens 1991=2005: 90]。
- (16) ハイデガーの考察によれば、「不安は死へ臨んで投げられている存在としての世界=内=存在のなかから湧き上がってくる」ものであり、「不安」の源泉は死の隠蔽と馴致にまで遡ることができる[Heidegger 1927: 344=1994[下]: 249]。本論文では、不安を克服する手段の一つとして、「一般化された他者」の拡大を取り上げた。しかし、「一般化された他者」の領域を拡大させ、自我の安定を図っても、「根本気分」として存在する不安を完全に克服することはできない。不安の克服に関しては、「死の不安」についての多角的な考察が必要である。
- (17) 平成17年12月31日現在における警察庁の調査では、平成16年末と比べると、団体数は19,515団体で約2.4倍に、構成員数は1,194,011人で約2.3倍に増えている[警察庁 2005「自主防犯ボランティア団体の結成状況」]。
- (18) 市民参加の活性化は、国家や市場を超克するどころか、社会福祉の市場化や国家安全保障の強化等といった国家の機能転換のための「コストも安上がりで実効性も高いまことに巧妙なひとつの動因のかたち」にもなりうる[中野 2001: 258-259]。

参考文献

- Beck, U. 1986. *Risikogesellschaft auf dem Weg in eine andere Moderne*. Suhrkamp. 東廉・伊藤美登里訳, 1998『危険社会—新しい近代への道』法政大学出版局
- 1997. *Weltrisikogesellschaft, Weltoffenheit und globale Subpolitik*. Picus. 島村賢一訳, 2003『世界リスク社

- 会論—テロ, 戦争, 自然破壊』平凡社
- 1997. *Was ist Globalisierung? : Irrtumer des Globalismus. Antworten auf Globalisierung.* Suhrkamp. 木前利秋・中村健吾監訳, 2005 『グローバル化の社会学—グローバル化の誤謬—グローバル化への応答』国文社
- Beck, U. & Giddens, A. & Lash, S. 1994. *Reflexive Modernization: Politics, Tradition and Aesthetics in the Modern Social Order.* Polity Press. 松尾精文・小幡正敏・叶堂隆三訳, 1997 『再帰的近代化—近現代における政治, 伝統, 美的原理』而立書房
- Blakely, Edward.J. & Snyder, Mary. Gail. 1997. *Fortress America: Gated Communities in the United States.* The Brookings Institution. 竹井隆人訳, 2004 『ゲーテッド・コミュニティ—米国の要塞都市』集文社
- Bonß, W. 1991. *Unsicherheit und Gesellschaft: Argumente für eine soziologische Risikoanalyse.* Soziale Welt 42 (2), 258-277.
- 柄本三代子 2002. 『健康の語られ方』青弓社
- Giddens, A. 1990. *The Consequences of Modernity.* Stanford University Press. 松尾精文・小幡正敏訳, 1993 『近代とはいかなる時代か? —モダニティの帰結』而立書房
- 1991. *Modernity and Self-Identity: Self and Society in the Late Modern Age.* Stanford University Press. 秋吉美都・安藤太郎・筒井淳也訳, 2005 『モダニティと自己アイデンティティ—後期近代における自己と社会』ハーベスト社
- Graham, J. D. & Wiener, J. B. 1995. *Risk versus Risk.* Harvard University Press. 菅原努監訳, 1998 『リスク対リスク—環境と健康のリスクを減らすために』昭和堂
- 土方透・アルミン=ナセヒ編 2002. 『リスク—制御のパラドクス』新泉社
- Kierkegaard, S. 1911. *Die Krankheit zum Tode.* Eugen Diederichs. 榎田啓三郎訳, 1979 「死にいたる病」『世界の名著51』中央公論社
- 1923. *Der Begriff der Angst.* Eugen Diederichs. 榎田啓三郎訳, 1979 「不安の概念」『世界の名著51』中央公論社
- 厚生統計協会編 1999. 『国民衛生の動向』厚生統計協会
- Heidegger, M. 1927. *Sein und Zeit.* M. Niemeyer. 細谷貞雄訳, 1994 『存在と時間 (上) (下)』ちくま学芸文庫
- 香川靖雄 2000. 『生活習慣病を防ぐ—健康寿命をめざして』岩波書店
- Luhmann, N. 1990. *Risiko und Gefahr. Soziologische Aufklärung 5.* Opladen.
- 1991. *Soziologie des Risikos.* Walter de Gruyter. Barrett, R. 1993. *Risk: A Sociological Theory.* Walter de Gruyter.
- Lyon, D. 2001. *Surveillance society: Monitoring everyday life.* Open University Press. 河村一郎訳, 2002 『監視社会』青土社
- 2003. *Surveillance after September 11.* Blackwell Publishing. 田島泰彦監修, 清水知子訳, 2004 『9・11以後の監視—監視社会と自由』明石書店
- Mead, G.H. 1934. *Mind, self & society from the standpoint of a social behaviorist* (ed. by C.W. Morris). The University of Chicago Press. 河村望訳, 1995 『精神・自我・社会』人間の科学社
- 中野敏男 2001. 『大塚久雄と丸山眞男—動員, 主体, 戦争責任』青土社
- Riesman, D. 1961. *The lonely crowd: a study of the changing American character (new ed.).* Yale University Press. 加藤秀俊訳, 1964 『孤独な群衆』みすず書房
- 酒井隆史 2001. 『自由論—現代性の系譜学』青土社
- Sartre, J. P. 1943. *L'etre et le neant.* Gallimard. 松浪信三郎訳, 1999 『存在と無—現象学的存在論の試み (上)』人文書院
- 「生活安全条例」研究会編 2005. 『生活安全条例とは何か—監視社会の先にあるもの』現代人文社
- 芹沢一也 2006. 『ホラーハウス社会—法を犯した「少年」と「異常者」たち』講談社
- 渋谷望 2003. 『魂の労働—ネオリベラリズムの権力論』青土社
- 竹井隆人 2005. 『集合住宅デモクラシー—新たなコミュニティ・ガバナンスのかたち』世界思想社